**地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について**

　　地方消費税率の引き上げによる地方消費税交付金の増収分については，その使途を明確化し，社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度上川町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】　　地方消費税交付金（社会保障財源化分）　　　　　　　　 31,804千円

【歳出】　　社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費　　　 574,426千円

【単位：千円】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業区分 | 事業費 | 財源内訳 |
| 特定財源 | 一般財源 |
| 国・道支出金 | その他 |  | **消費税交付金****（社会保障財源化分）** |
| 社会福祉 | 障害者福祉事業 | 159,646 | 113,865 | 282 | 45,499 | 31,804 |
| 高齢者福祉事業 | 45,068 | 1,087 |  | 43,981 |
| 児童福祉事業 | 163,632 | 86,226 | 18,713 | 58,693 |
| 社会保険 | 介護保険事業 | 70,288 |  |  | 70,288 |
| 国民健康保険事業 | 28,168 |  |  | 28,168 |
| 後期高齢者医療事業 | 81,979 |  |  | 81,979 |
| 保健衛生 | 疾病予防対策事業 | 25,645 | 1,972 | 1,018 | 22,655 |
| 合　計 | 574,426 | 203,150 | 20,013 | 351,263 | 31,804 |

※社会保障４経費とは、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費です。

※事業費には事務職員にかかる人件費及び事務費は含まれておりません。